

# 令和2年第2回(3月)川南町議会定例会会議録

令和2年3月13日 (金曜日)

## 本日の会議に付した事件

令和2年3月13日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第17号 令和元年度川南町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第2 議案第18号 令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第19号 令和元年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第20号 令和元年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第21号 令和元年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第22号 令和元年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第3号 川南町川南原地区国営施設応急対策事業基金条例を定めるについて
- 日程第8 議案第4号 川南町監査委員条例の一部改正について
- 日程第9 議案第5号 川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第6号 川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第7号 川南町消防団員の定員、任免及び服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第8号 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第13 議案第9号 川南町都市公園条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 川南町介護保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 川南町営管理条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 川南町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 川南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第15号 川南町交通指導員に係る退職功労金の支給に関する条例の廃止について
- 日程第20 議案第16号 財産(土地)の無償貸付けについて
- 日程第21 議案第23号 令和2年度川南町一般会計予算

- 日程第22 議案第24号 令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第25号 令和2年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第24 議案第26号 令和2年度川南町下水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第27号 令和2年度川南町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第26 議案第28号 令和2年度川南町介護保険特別会計予算
- 日程第27 議案第29号 令和2年度川南町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第30号 令和2年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算
- 日程第29 議案第31号 令和2年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算
- 日程第30 議案第32号 令和2年度川南町水道事業会計予算
- 追加日程第1 発議第1号 社会資本の整備促進を求める意見書について
- 追加日程第2 発議第2号 新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書について

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 山口 武志 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	岩切 拓也 君
総務課長	新倉 好雄 君	まちづくり課長	山本 博 君
産業推進課長	橋口 幹夫 君	農地課長	三好 益夫 君
建設課長	大山 幸男 君	環境水道課長	篠原 浩 君
町民健康課長	米田 政彦 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	三角 博志 君	税務課長	日高 裕嗣 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

---

午前8時55分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。全員、議員控室に移動願います。

午前8時56分休憩

.....  
午前10時00分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。日程第1、議案第17号令和元年度川南町一般会計補正予算（第6号）、日程第2、議案第18号令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第3、議案第19号令和元年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第4、議案第20号令和元年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第5、議案第21号令和元年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第6、議案第22号令和元年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、以上、6議案を一括議題とします。

本6議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 総務厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。本委員会に付託されました議案は議案第17号令和元年度川南町一般会計補正予算（第6号）について、議案第18号令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第21号令和元年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第22号令和元年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての4議案です。これらの審査にあたりましては、3月11日、12日において当局の説明を聴取し、慎重に審査をいたしました。すべての議案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号令和元年度川南町一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3億5,949万2千円を減額し、予算の総額を108億1,076万6千円にするとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行うものです。予算に計上された事業は年度内に終わること、執行残は予算編成で過大予算ではなかったのか、余裕を持ちすぎて残が出たのか、地域おこし協力隊の受入れは成果を上げるように執行してほしい等の意見がありました。また審査の中で役場庁舎内のトイレにペーパータオルを設置してほしい、町内の公園や駅のトイレの洋式化、男子トイレにも洋式設置を考えてほしいと意見が出されました。討論はなく、全会一致で可決であります。

議案第18号令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2,445万7千円を追加し、歳入歳出の総額を23億2,218万4千円とするものです。討論はなく、全会一致で可決であります。

議案第21号令和元年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,237万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億4,992万5千円とするものです。介護認定者被保険者数は2月末で761人です。討論はなく、全会一致で可決であります。

議案第22号令和元年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ376万円を減額し、総額を1億8,840万8千円とするものです。後期高齢者の被保険者数は2月末現在2,703名です。討論はなく、全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上で、総務厚生常任委員会に付託されました議案について審査報告を終わります。

**○議長（河野 浩一君）**次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

**○文教産業常任委員長（徳弘 美津子君）** 文教産業常任委員会に付託されました議案についてその審査経過と結果について御報告申し上げます。各所管の担当課長及び担当職員の説明を受けました。

議案第17号令和元年度川南町一般会計補正予算（第6号）では、歳入で建設課所管の12款使用料及び手数料1項使用料の道路占用料については、NTTと西日本電信の電柱設置借地使用料190万円の請求が漏れていたことにより平成27年度分にさかのぼって支払われるもので今回の補正予算では平成31年度のみ支払われるものです。19款諸収入の受託事業収入については川南PAに建設されていたコンテナハウスの撤去費用がネクソ西日本より支払われるものです。工事費用と同額となります。その他各事業の事業決定による減額などとなっています。歳出で減額によるものは工事決定や入札残による減額です。産業推進課ではハウスの更新事業で2件の農家が事業の取りやめと入札残により国の補助金分の産地パワーアップ事業補助金1億3,850万3千円の減額です。今年度この事業を取り入れたのはイチゴ農家13件、ミニトマト農家5件、ピーマン農家7件となっております。当初予算などは3億2,449万円でした。施設園芸用ハウス産地競争強化事業費補助金6,716万7千円の減額はそれらの町補助分になります。地域活性化拠点施設建設費用については8,900万円の減額で入札残などによるものです。当初予算は総額8億1,560万円です。当初の概算要求が高かったための減額となっておりますが、備品などについてはまちづくり株式会社に負担していただくものもあったとの説明でした。建設課の竹嶋橋等整備促進期成同盟会負担金の減額3万円については高鍋町の申出により国道10号線の4車線化に向けた促進を進めたいとの説明で竹嶋橋促進についてはしばらく休止との説明でした。土木費の住宅費での危険空家解体事業補助金250万円の減額では、相談はありましたが国の要件に合わないことや登記上の持主の申請ができないことによるもので今年度は利用されませんでした。以上慎重に審査し全員賛成で可

決です。

議案第19号令和元年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は歳入歳出それぞれ388万8千円追加し総額を歳入歳出2,927万3千円となっています。歳入の繰越金は平成30年度の繰越となっており、歳出の388万8千円は一般会計に繰り出すものです。特に討論もなく全員賛成で可決です。

議案第20号令和元年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は歳入歳出それぞれ79万9千円を追加し総額を歳入歳出1億3,635万2千円となっています。歳出の積立金は79万9千円となり、3月31日での積立金合計は7,182万5,918円になります。特に討論もなく全員賛成で可決です。以上文教産業常任委員会の付託された補正予算について報告いたします。

**○議長（河野 浩一君）** 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第17号令和元年度川南町一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第17号令和元年度川南町一般会計補正予算（第6号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第18号令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号令和元年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第19号令和元年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました

議案第20号令和元年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第20号令和元年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号令和元年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第21号令和元年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号令和元年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第22号令和元年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号川南町川南原地区国営施設応急対策事業基金条例を定めるについて、これから、本議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっている議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第3号は、文教産業常任委員会に付託します。

日程第8、議案第4号川南町監査委員条例の一部改正についてを議題とします。

これから本議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したい

と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第4号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第9、議案第5号川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから、本議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○議員（内藤 逸子君）** 議案第5号の中の、地域社会に貢献する活動のための当該職員の勤務時間を別に割り振るって書いてあるんですが、この勤務時間を別に、提案理由のところで、4ページですけど、勤務時間を別に割り振ることができるよう関係条例の一部を改正するという提案理由の説明ですが、勤務時間を別に割り振るとはどういうことか説明していただきたいのですが。

**○総務課長（新倉 好雄君）** 内藤議員の御質問にお答えいたします。この条例の中の勤務時間を別に割り振るていうことは、具体的に言いますと時差出勤ということでございます。社会貢献というのは小中学校等における部活動の指導とかですね、そういうのを想定しておりますが、早めに退庁する場合の時差出勤とかを示しております。以上でございます。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第5号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第10、議案第6号川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから、本議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したい

と思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第6号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11、議案第7号川南町消防団員の定員、任免及び服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから、本議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○議員（児玉 助壽君）** 議案第7号川南町消防団員の定員、任免及び服務等に関する条例の一部改正についてであります。御存知のとおり消防団員の確保が厳しい状況になっておりますが、この条例を改正することで、消防団の団員の確保が役に立つのか、伺います。

**○まちづくり課長（山本 博君）** 児玉議員の御質疑にお答えいたします。

今回の改正によりましてですね、機能別団員という形で団員を確保することができるようになります。この機能別団員と言いますのが、現在消防団OBを対象としておりますので、今現在消防団員207名おりますけれども、この機能別団員を確保することで火事などの有事の際には、機能が果たせるという風に感じております。

以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** OBの人を利用するち言いよる答弁のようですけど、まああのこの前正月の出初式であの女性の団員が5、6名おって、訓練に参加しとったのを見たわけですが、もちっとあの女性、男の人がなり手がねえとは、女性の団員を確保するためによね、もちっとこの奨励費とかなんかあげて、待遇改善して、女性団員を募集かけたりなんたりしたらどうかちゅうなんもあるわけですが、でまたあの協力的に消防団員を出しとる企業があるが、そこ辺に対してもですね、減免処置かなんかして、より協力をあおぐようなこつをして、団員確保に努めることはでけんのか伺いたい。

**○まちづくり課長（山本 博君）** 児玉議員の御質疑におこたえします。

女性団員の件についてと企業の支援につきまして、御質疑をいただいております。

今現在女性の消防団員もおりますが、まあまだ少ない状況でありますので、今後増やしたいという風には、考えております。いろいろ民間の方にも声掛けをですね、しておりますので、少しずつでもですね、女性団員を今後増やしていきたいという風には考えております。

またあの企業の方の支援をすることで、団員を確保しやすいのではないかとというようなご意見だと思いますが、確かにあの団員を火事の場合とかですね、出していただく場合には、企業の方の御理解というのが、重要になってきますので、今後はこの企業の方の支援というものをお願いしたいという風に思っております。今後のこれは課題だという風に考えております。

優遇措置の件で御質疑をいただいておりますが、優遇措置につきましては、今後の検討

課題だという風に思っております。

以上です。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

**○議員（竹本 修君）** 議案第7号について、条例の一部改正ということで今回団員の種類ということで基本の団員と機能別団員という募集の仕方ができるというような条例の改正でございますが、先ほど同僚議員も言われましたように団員になり手がなくおきましての得策というような感じもいたします。

そこでお伺いしたいんですが、団員の定数は243名、それから現在の団員が207名ということでおっしゃいましたが、まあそういうことで徐々に少なくなっている現状を踏まえて、最大のこういった配慮じゃないかという気はいたしておりますが、この機能別団員につきましては、60歳以下の5年の体験の元で機能別団員の資格ということでございますが、これはあの243名の定数に対しましての今後のそういった団員の割合というものはどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

**○まちづくり課長（山本 博君）** 竹本議員の御質疑にお答えいたします。この機能別団員であります、トータルです、あの、30名を見込んでおります。消防団の定数がですね、243ということで、今現在は207名でありまして、機能別団員を入れても足りないような状況であります、この基本団員ですね、この基本団員もまた声掛けをしてこちらの方も増やしていかないといけないと思っております。この30名と言いますが、10部ありますけれども各1部に3名ずつということで、考えております。

以上です。

**○議員（竹本 修君）** たぶんそういった形の人数ではないかという風に思っております。このことを申し上げますと、非常に今自治公民館の総会等を控えておりますけど、役員になり手がなくおきまして、自治会につきましても災害時におけるそういった形の班と部会等も設置しております。そういったことを考えていった場合に先ほど言われました60歳以下の活躍の年代におきましての自治会との関係いろんな形があるかという風に思うんですが、今後こういった災害団員につきまして基本団員につきましては特に思うんですが、自治会の中でもですね、そういった災害のためにそういった部会等を設置しております。それらにつきましてですね、そういった機能別団員等の自治会への説明方を今後お願いしておきたいという風に思っております。いろんな活動の場所があるかと思いますが、それらにつきまして考え方をいただきたいと思っております。

**○まちづくり課長（山本 博君）** やはりあの、この各地区における60歳以下の方というのは、それぞれの地域です、中心となる人物になるだろうという風に思っております。今後あの各地区自治公民館におきましてですね、館長なりそれぞれの地区の方で、この機能別団員またはこの消防団の活動について、周知をしていきたいという風に思います。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（谷村 裕二君） 議案第7号条例の一部改正についてですが、補足説明で東日本大震災による津波で消防団員で職務を遂行中に生死不明又は所在不明となった事例を踏まえ、分限処分により不明となった期間を休職扱いすることで消防団員の身分を保障するものがありますという説明がありました。もちろん消防団員の身分の保証については、更なる充実を目指してほしいんですが、不明となった期間を休職扱いということは在職扱いということによろしいんですね。そういう理解で。

○まちづくり課長（山本 博君） 谷村議員の御質疑にお答えいたします。

議員が言われるようにですね、この消防団の身分保障するためってことで、休職扱いという風に考えております、団員であったという風に考えるということでもあります。

以上です。

○議員（谷村 裕二君） すみません、ありがとうございます。

それから不明となった期間、具体的にはどういうことになりますかね。

○まちづくり課長（山本 博君） 谷村議員の御質疑に再度お答えいたします。

不明となった期間という風に表現をしておりますが、一律にこの期間という制限は、今のところこれは設けておりません。こういった東日本大震災の例によりましてですね、まあどれぐらいの期間になるかというのを想定できないんですが、こういった有事の際で、活動していただいて、そういった状況になったということが事実として、分かっている以上はその期間を休職扱いという風に考えております。

以上です。

○議員（谷村 裕二君） ということは、団員が行方不明等になった場合は、資格を失う退職する年齢に達するまでという理解でよろしいんですかね。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。

午前10時37分休憩

.....  
午前10時39分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

○まちづくり課長（山本 博君） 谷村議員の御質疑に再度お答えいたします。

先ほどの答弁を訂正させていただきたいと思いますが、行方不明となってからですね、相当期間行方不明と休職期間とするという答弁をしましたが、第7条第1項第4号に書いてありますけれども、団員が所在不明となり、その期間が6月を経過した場合という風に規定をしておりますので、この6か月ということが適用されることとなります。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第7号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第12、議案第8号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

これから、本議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○議員（川上 昇君）** 議案第8号川南町使用料及び手数料条例徴収条例の一部改正についてですが、提案理由の中に一番最後にですね、1通350円としてきた住民票、世帯票の写しについては、原価計算により1通あたりの金額が300円以内となることからという説明がありました。料金を見直して、1通あたり300円に変更するというので、軒並み300円になっております。

利用する町民と言いますかね、利用する側にとっては、50円の値下がりと言いますか、安くなるわけですから、それは大いにある意味結構なんですけど、この50円下げるということは、それなりの原価計算の結果が出たのではないかと思いますけど、大きくその50円下げても大丈夫だという算定根拠をよろしかったら、お教え願います。

**○町民健康課長（米田 政彦君）** ただ今の川上議員の御質問にお答えいたします。まず原価計算という方法なんですけど、住民票の写しの原価計算の方法なんですけど、基本的には1枚当たりの人件費と1枚当たりの物件費を足した金額で算出します。1枚当たりの人件費なんですけど、こちらはですね、1枚交付するのにかかる時間、だいたい分と、単位としては分なんですけど、必要な単価、こちらは必要な経費を分で割り出した額を算出してこれらを乗じた額に先ほど申し上げました専用紙代を加えた額、で合計を出します。具体的にですが、1枚当たりの人件費を算出しまして、最終的には、こちらがですね、171.3円になります。専用紙1枚当たりの単価プラス1分当たりのシステム経費に要する物件費と言われる部分についてが102.9円で併せて274.3円になります。で世帯票と個人票の違いというのは、基本的には紙代になります。紙が1枚になるのか、2枚3枚になるのかと、紙1枚当たりの単価がですね、だいたい2.7円ですので、1枚出した場合とさらにこれが世帯票となって2枚3枚4枚になったとしても、2.7円に3掛4掛と枚数分、それをしたときに300円以内に収まるということですので、今回350円を300円に引き下げさせていただいたということです。以上です。

**○議員（川上 昇君）** なるほど、ただ今の原価計算のもととなる数字だけを聞けばな

るほどという気がする訳ですが、ただ私が、正直申し上げて気になったのはですね、どっちにしても、IT技術を駆使して、あちらこちら情報網を利用して、当然委託料というか契約して、それはそれなりのお金がかかっているんじゃないかと思います。その分についての原価に持ってくる計算をしていないんですか。お尋ねします。

**○町民健康課長（米田 政彦君）** ただ今の川上議員の御質問にお答えいたします。住民票としてですね、データを登録する。転入された場合には住所氏名年齢とを含めて登録しますが、その際の分についてはこの原価計算には含まれません。単純に登録されているデータを紙に打ち出すまでに掛かる費用で、それを維持管理する費用、保守料であったり機械の賃借料、それは全て含めております。ですので、先ほど川上議員の御質問いただいた、含まれないのかということについては含んでおります。以上です。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

**○議員（徳弘 美津子君）** えっと、今の議案ですけど、いろいろ理由はありますが、実際ですね、今マイナンバーで住民票発行ができるようになりましたよね。逆に言えばコストは相当マイナンバーでコンビニで取ることができるっていうことで相当なコストが増えてはいると思うんですね。そこあたりは、まったく加味されずにやっていたらしゃるのかなっていうのをちょっと伺います。

**○町民健康課長（米田 政彦君）** ただいまの徳弘議員の御質問にお答えします。コンビニ交付の場合ですけれども、大きく変わるのですね、職員の人件費がかからないということですので、さきほど言った人件費の分は全くゼロになりますが、代わりにコンビニ交付関係として、導入、イニシャルコストについては導入当初は、金額は大きいですが、まあこれをリースをだいたい平均して5年と考えますと導入経費をま、5で按分した金額に5年間のシステムの賃借料を加味して金額を計算した結果ですが、一応コンビニ交付の場合には、トータルで260.58円になっております。

以上です。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

お諮りします。

ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第8号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第13、議案第9号川南町都市公園条例の一部改正についてを議題とします。

これから、本議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○議員（児玉 助壽君）** この公園条例の一部改正についてじゃけんどん、略略略は多いっちゃけんどんよ、こりゃあのもう必要ねえかい、略にしとっとね。

**○総務課長（新倉 好雄君）** 児玉議員の御質問にお答えいたします。

えっと必要ないから略にしてるわけではないんですが、改正前、改正後ということで新旧対象の中で同じ部分については、省略という形で提案をさせていただいております。

以上でございます。

**○議員（児玉 助壽君）** この金額も書きちゃねえけんどんよ、庭球場はなんぼやったつね。して、庭球場の使用料とテニスの使用料はおんなじつこつのようなじゃけんどんよ、これ夜間もいろいろ施設が立派ななったかい、経費もいっとるごつあるかい、高なってんええと思うっちゃけんどん、公園じゃかい同じ金額あぐる必要はねかったちゅう考えんごつあるけんどん、やっぱあの、いれとつたら費用…かけた費用に対して、使用料ちもんは、とっていかないかんちゃねえね。

**○総務課長（新倉 好雄君）** 児玉議員の御質問にお答えいたします。

料金に関しましては、現在庭球場ということで、全日だけで比較しますと、現在1,000円、えー使用料いただいておりますが、新しい提案させていただいたのでいきますと、全日が一般の場合1,440円、あとナイター設備を夜使う場合はまた別途加算されますので、ま、どちらかという値上がりしたということになります。

以上でございます。

**○議員（児玉 助壽君）** このナイター使用したときはそういうとん書いたねえが、なんぼはろとりま聞かれたときですね、あの町民かい、使用料がなんぼんなつとつかい聞かれてん、こっじゃ分からんわけじゃがよ、金額ぐらいは入れとつてんいっちゃねえね。こらそん手を抜こうような住民にちつこの対しての住民サービスが悪いっちゃねえね。こんげなつこうこう見とつたら。これで聞かれてん分からんがね、これじゃね。改正なつたときん。

**○総務課長（新倉 好雄君）** 御質問にお答えいたします。

えっと、改正後の左側の方を見ていただきますと、この議案の最後の方になるんですが、付属設備としまして、新たにナイター料1面あたり30分につき250円というのが、この議案が通りますと、別途いただくことになります。またその上の方にちょうどページが分かれています、運動公園のテニスの使用料ということで時間帯ごとに設定をさせていただいております。

以上でございます。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっている議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第9号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第14、議案第10号川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから、本議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第10号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第15、議案第11号川南町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

これから、本議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第11号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第16、議案第12号川南町営住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。

これから、本議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

お諮りします。

ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第12号は、文教産業常任委員会に付託します。

日程第17、議案第13号川南町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これから、本議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

お諮りします。

ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第13号は、文教産業常任委員会に付託します。

日程第18、議案第14号川南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから、本議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

お諮りします。

ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第14号は、文教産業常任委員会に付託します。

日程第19、議案第15号川南町交通指導員に係る退職功労金の支給に関する条例の廃止について議題とします。

これから、本議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○議員（徳弘 美津子君）** 議案第15号川南町交通指導員に係る退職功労金の支給に関する条例の廃止について伺います。提案理由の中でも、交通指導員は特別職非常勤職員でなくなることから、この条例を廃止するとありますが、実際退職功労金がどれくらいのものがあったものなのか、で今後特別職非常勤でなければ交通指導員の立場はどのようになるのかをお聞きします。

**○まちづくり課長（山本 博君）** 徳弘議員の御質疑にお答えします。

すみません、1問目の内容は再度お聞きしてよろしいですか。

**○議員（徳弘 美津子君）** 功労金の支給の金額、どれくらいか。

**○まちづくり課長（山本 博君）** はい、退職金の件であります、令和2年度の当初予算です、計上をさせていただいておりますが、退職者が7名ということになります。であの一金額が年数によって支給額が変わってきます。5年以上10年未満の方が功労金として、5万円、10年以上15年未満の方が功労金が10万円、15年以上20年未満の方が20万円、20年以上の方が30万という形です、支給をすることにしています。これはあの、新年度予算で計上させていただいております。

はい、であの今後の交通指導員の立場になりますが、特別職の非常勤職を外れるということで、今度あの自治公民館組織の中であの一交通指導員を決めていただくこととなりますので、自治公民館役員の構成メンバーの1人という形になります。以上です

**○議員（徳弘 美津子君）** ということは一旦、就いてる方の年数が1回そこで切れるという形になるんですね。1回全部もう0、その金額が全てその2年度の予算で全て出てくるという感じで、継続的にその方が自治公民館の方でまあまた仕事をしていただくときには、リセットされて、1から始まるという形になるのかなあと。で、そこあたりがですね特別職ではなくなったから自治公民館に委ねるということが、果たしてその極端に言えばですね、交通指導員の方でほとんどボランティアに近い状態でうちの交通指導員に関しては本当に普通のときでも学校の見回りをしていただいている状態で、そこは無報酬なんですね、で自治公民館にそれを委ねるということで、まあ2年度の予算を見ると、その交付金が出ておりますが、それらについて退職功労金が今度はなくなると、この条例がなくなることによって、功労金その交通指導員に対しては、退職功労金が0になるっていう考え方になるんですかね。

**○まちづくり課長（山本 博君）** 徳弘議員の御質疑に再度お答えいたします。

はい、あの一議員が言われますようにですね、特別職という形でなくなりますので、条例も廃止するという事で一旦リセット、0という形になります。で、自治公民館構成メンバーの1人として、選んでいただいて活動していただくこととなりますので、今後は、退職

金はですね、なくなるという形になります。活動自体は今まで通りお願いすることになります。が、まちづくり課と交通指導員の関係というものはですね、今まで通り同じという形で継続していきたいというふうに思います。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** ということは、まああの交通指導員さんに対しては、結局今まで町は、功労でありありがとうございますという意味の中で功労金を払ってたわけですね、ということは自治公民館に委ねたらなんていうかな聞いた話では、やっぱり町から委託をされてたから頑張れたんだよという部分がある人が、自治公民館の結局その人がそのまま継続でとりあえずその自治公民館の継続でお願いすると思うんですね、そのときにまあ感じ的にですね、退職金を目当てではないんですが、その功労金分が果たしてそのなくなるっていうことを逆に言えばじゃあそこからリセットされて1から始めたときに自治公民館として退職功労金を手当てしてくださいねっていうそういう指導というものは、できないものなのか、結局同じことですよ、やはり交通指導員の方の役目的なものであったので、町としては功労金を払ってたわけですので、仕事としては同じことをやるわけですよ。それを自治公民館になったらその功労金はないよっていう感覚がなんかちょっと納得いかないなと思ってるんですが、そのあたり今後どのように考えていらっしゃるでしょうか。

**○まちづくり課長（山本 博君）** はい、徳弘議員の御質疑に再度お答えいたします。

やはりあの交通指導員さんはですね、長年あの活動していただいている方が大半であります。で、やはりあの、町としてもですね、交通指導員さんというのは、非常に重要な位置づけであると考えていますが、今回法的に特別職の厳格化ということで明確に示された関係でここに特別職の非常勤で、は入れないということになりましたので、じゃあどうするかというところで、検討したところなんですけれども、自治公民館の組織の中の一部で活動していただくしかないという結論になったところであります。ただ、あの交通指導員さんの活動は十分活躍していただいているという認識でありますので、まあ町としてもあの一何かの形でこうまあ町長からも声かけを交通指導員にさせていただくとかですね、その存在を改めてこの変わらないんですよという立場では、対応していきたいという風に思います。以上です。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

**○議員（中津 克司君）** 7名退職ということですが、7名の内訳ですね、どの年数に該当するのか、教えてください。

**○まちづくり課長（山本 博君）** 中津議員の御質疑にお答えいたします。

7名の内訳についてであります。5年以上10年未満の方が4名、15年以上20年未満の方が2人、20年以上が1人の合計7名であります。以上です。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第15号は、総務厚生常任委員会に付託します  
しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時07分休憩

.....  
午前11時17分再開

**○議長（河野 浩一君）** 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第20、議案第16号財産（土地）の無償貸付けについてを議題とします。

これから、本議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

お諮りします。

ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第16号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第21、議案第23号令和2年度川南町一般会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

**○議員（川上 昇君）** 議案第23号川南町一般会計予算ですね、令和2年度。

総務費の総務管理費、自治振興費、ページでいけば77ページ、78ページなんですけど、あの、先ほど議案にもありましたけれども、交通指導員、説明では、役員の1人として頑張ってもらいますという説明でありました。であれば、この自治振興費にその報酬が入ってくるのかと思うんですが、どこに入っているのかお伺いします。

**○まちづくり課長（山本 博君）** 川上議員の御質疑にお答えいたします。今回の自治公民館活動交付金の方にはですね、今回の交通指導員費はこの部分には含んでおりませんで、73、74ページになりますが、2款1項9目総務費総務管理費の交通安全対策費の中ですね、自治公民館交付金ということで、交通指導員分127万8,000円計上しておりますが、こちらの方で公民館の方に支出をするようにしております。以上です。

**○議員（川上 昇君）** 承知しました。

それからですね、その78ページなんですけど、振興班促進奨励費交付金というのが、32万組んであります。これは、それぞれの公民館で率先して、積極的に、振興班を作ってくださいとか、あるいは、ごみ置き場をどうか、というのがありましたね。その関係の32万でしょうか。それと、1番下、振興班行政交付金協力金300万円というのがあるんですけど、かつてあのそれぞれの振興班に対して、あ、かつては振興班長、現在は振興班に対して、件数掛ける800円でしたか、という交付金があるんですけど、それとの区別この2つ32万円と300万円、この違い、とそれから順不同になってしまいますけれども、自治公民館独自事業補助金、まあこれはたぶん40万円掛ける6公民館の240万円でしょうが、この分の予算はもちろん組んであるんですけど、交付するときにどういった条件で交付するのかをお尋ねします。

**○まちづくり課長（山本 博君）** はい、川上議員の御質疑に再度お答えいたします。

まずあの、振興班促進奨励費交付金の32万円ではありますが、これあの、やはり振興班の加入促進を促すというところですね、といったところの予算になりますが、新規結成した世帯への支援とかですね、新たに新規加入した世帯につきましての支援という形で、考えております。具体的に見ますと、新規結成した場合に2万円の支援、新規に加入した世帯があるところにつきましては、1世帯につき2,000円という形で、交付を考えております。

次に振興班行政協力交付金の300万についてでありますけど、こちらはあの、振興班行政協力交付金という形で、行政からのお知らせをですね、振興班を活用させていただいて、行政連絡をしていただいておりますので、まあその、謝礼、御礼という形でですね、1世帯あたり800円という形で、交付をすることにしております。800円の3,750世帯分を見込んでいますところあります。

最後に、自治公民館独自事業補助金の240万円ではありますが、1自治公民館あたり40万円の上限ということで決めております。で、内容的には、まあ特にこういった活動というのは、決めておりませんが、まあ自由活動ということで、決めておりますけれども、まああの自治公民館がですね、いろんなイベントなりをすることによって、盛り上がるような取組みにおける事業費であったり、まあ備品であったり、活動費であったりですね、そういった取組みをするのにあたりまして、支援を行うこととしております。

あとあの一、振興班促進奨励費交付金の分と振興班行政協力交付金の違いはということでございましたが、奨励交付金については、振興班の新しく作っていただくこと、新しく振興班に加入していただくということで、振興班を増やしていく促進していくということと、行政協力交付金というのは、あくまで行政のあの連絡をですね、お手伝いしていただくということでの、違いがございます。

以上です。

**○議員（川上 昇君）** はい、承知しました。

同じ費目のところばかりで、の質問なんですけれども、あの、昨年度あたりたぶん6つ

の公民館一斉だったと思うんですが、椅子ですとか机の購入で、私どもの地元の公民館にも新しいのが入っております。あの一、でここを見ていきますと、山本別館だけは放送設備備品購入ですとか、机、それから椅子という購入で予算上がってるんですが、山本公民館だけは、別途手続きが遅れたというかそういう事情があったんでしょうか。それともさらにこれを追加して購入ということであれば、こういった理由でそういうことになるのか、その部分をお尋ねします。

**○まちづくり課長（山本 博君）** 川上議員の御質疑に再度お答えいたします。

新年度当初予算を計上するにあたりましてですね、新年度予算というのは11月ぐらいに入力なんですけど、9月、10月あたりから各自治公民館長さんの方にですね、来年度どういったものが必要ですかというヒアリングを行います。その中で、自治公民館の方から要望が上がってきて、その要望を基に予算を計上しているというところでありまして、で今回、山本地区の方から、こういった形で上がってきましたので、予算を計上したところです。以上です。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

**○議員（徳弘 美津子君）** 議案第23号令和2年度川南町一般会計予算についてお伺いします。歳出の方ですが、73、74の2款総務費1項総務管理費の中で車両ペダル踏み違え加速抑制装置設置助成金とありますが、これの内容ですね、あのこれちょっといろいろ勉強してあれなんですけど、ちょっとある車やさんと話をしたら、今インターネットでそれを取り入れるので、それを買ってきた人が車やさんに付けてくれと言われたときにどうするんだとかあったので、その要件がどのようになっているのかを伺いたいと思います。

それからですね、75、76ページになりますが、同じく自治公民館振興費ですね、川南別館建物賃借料940万1,000円になっておりますが、これはPPP公民連携で民間が建てて、それを借り受けてという形になるかと思うんですが、その面積であるとかその内容ですね、どこまであるのかという部分と備品に関してはどのようにしていくのか、地区住民の要望がどこまで通るものなのかとか分かる範囲でお答えできたらよろしくお願ひします。

それから、次のページの77、78ページですが、やっぱり同じく自治振興費で自治公民館活動交付金の明細内訳ですね、2,698万円になりますが、内訳を見ますと、自治公民館長さんの報酬が時給の計算になって、直接自治公民館に支払われるという形になってそこから、自治公民館から報酬を払うという形になっていきますので、活動交付金の中にそれが含まれているのかなあという部分もお聞きします。

**○まちづくり課長（山本 博君）** 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

まず、車両ペダル踏み違え加速抑制装置設置助成金の251万円の分でありまして、この件につきまして、あの後付けという形で、既存の車を持っているところですね、後付けで車の方に取り付けることになっていきますが、だいたいこれが市販価格で4万、まあ3万、4万、5万というような形で、まあいろいろ内容にはよりますが、市販価格でそのような販売をされて

いると聞いております。で、この装置につきましては、国の方からこの装置を付ける業者というのがある程度認定されているようでありまして、その認定されております業者さんから設置をしていただくこととなりますが、一律支援あたりは2万円を予定をしているところがあります。

次にあの、川南別館建物賃借料940万1,000円についてであります。これあの今PPPとPFIという形で、民間の資金や民間のノウハウを活用して、取り組むといったところが、増えてきております。今回、あの、PPPということで、まあ公民連携ですね、こういった形で別館の建設を考えているところではありますが、あの一メリットとして、民間の資金を活用できるといったところがあります。あとはあの、10年間のリース期間ということになるので、まあ支払いの平準化という形で、単年度のあたりが支出が抑えられるといったことがメリットとしてあります。またあの、リースってということになりますので、10年間の所有はリース会社の所有になりますので、10年間の施設のメンテナンスはその会社が行うということになりますので、町からの持ち出しはなくなるといったメリットもございます。

あとあの備品についてであります。施設自体は所有自体はそのリース会社のものになりますけれども、中のものについては今まで同様町の備品として、購入をしていきたいという風に考えております。地区住民の意見が通るのかということですが、やはりあの住民の意見をやはり取り入れて住民の方が納得して、使っていただけるような施設にしていきたいと思っておりますので、その意見は十分取り入れていきたいという風に考えております。

最後に自治公民館活動交付金の2,698万円についてであります。これあの内訳としまして、基礎交付分という形と加算分ということと世帯の加算分ということと今回新たに自治公民館長の事務管理委託分という形の積算をして、交付をすることにしております。自治公民館長さんの方からも言われておりますが、この自治公民館長の積算分については分かるように支出をしてくれと言われておりますので、支出にあたっては、明細なりをお渡しするなどしてですね、自治公民館の方には分かりやすいような形で支出していきたいという風に考えております。以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** 川南別館の賃借に関してですが、これはそういった民間がもうある程度あてがあるから、こういった予算が上げられると思うんですね。で、あと面積の方がちょっと伺ってないんですが、どのようになさるのか、で当時今去年、一昨年か、去年？あのいろいろあって、議会としても否決をした経緯がありますが、その内容として、児童館、児童クラブをそこに取り入れるといったのがちょっとあったんですが、今回もそれを含んだ建物なのか、それとも1階建てで今までのような感じなのかということをお伺いしたいと思います。

あとは、メンテナンスについてはいいですが、リース期間の10年後のその後どのような所有になるのかという部分ですね。その部分をお伺いします。

それから、館長手当が自治公民館活動費は館長手当が含まれるということで、まあ時間

1,100円という形に全部なるっていう形に伺ったんですが、まあその業務についての根拠っていうのが、届出するものなのかきちんとですね、そこはどのように把握をして、管理していくのかなという部分を伺います。

それからですね、自治公民館独自事業の補助金がありますが、これは各事業をやるっていうことですが、ここの事業でだいたい年間40万ということなんですが、足りない部分は公民館の活動費交付金の中から、そこは一部取り入れてもいいものなのか、その確認をしたいと思います。

**○まちづくり課長（山本 博君）** まずあの、川南別館のことではありますが、面積はですね、約280平米を予定をしております。勉強会の方でも、お話をさせていただきましたが、基本280平米以内ということで、考えております。

建物については1階で考えておまして、昨年からありましたように児童クラブについては、今回は考えておらず、自治公民館の建物という形の使用という風に考えているところがあります。

また、10年間のリースの終わった後についてであります。10年後は無償譲渡という形で町の所有となります。業者の見込みについてであります。今現在、別に決まっているわけではありません。入札をこれから予算が採択されればですね、新年度にあたりまして、入札を行っていききたいという風に考えております。

自治公民館長の単価の1,100円についてであります。これまでは自治公民館長の積算単価がですね、時間あたり1,000円ということでみておりました。で今回は、まあ100円プラスということで、積算としては1,100円で積算をしたところがあります。以上です。

（「独自事業の補てんは」という声あり）

すみません、漏れておりました。再度お答えをいたします。自治公民館長の出退勤の管理ということでありますが、基本的にはあの、9時から18時ということで、9時18時の積算はしております。あ、すみません、9時16時の積算ではしておりますが、その積算で自治公民館長、あ、自治公民館の方に支給はします。ただあの、自治公民館の方ですね、正式にその中である程度、決めてもらっても構いませんという風にはお伝えしているところがあります。以上です。

**○議長（河野 浩一君）** ちょっと確認しますけど、9時から18時まで？さっきあんげ言ったごたる。

**○まちづくり課長（山本 博君）** 失礼しました。16時ですね、午後4時まで。9時から午後4時までです。

（「独自事業の補助金」という声あり）

すみません、再度お答えいたします。自治公民館の独自事業ということで、40万ということで上限を設けておりますが、一応40万という形で上限設けておりますけれども、例えば、50万、60万の事業をやった場合に自治公民館の方が上乗せをして、そちらの方から持ってきて

て、取り組むのは全然構わないと考えております。以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** 了解しました。独自事業というのは、まあ地域活性化のために何か事業しなさいよという形で動いているので、まあ実際うちでもですね、独自事業足りない分はそっちの方から持ってきてそれがきちんとそれが補てんしてあげないとあとで、まあ住民の方、まあ自治公民館制度については、賛否ある中でなかなかその理解が得られない住民の方もいらっしゃるので、そこを責められるようではですね、なかなかその役員もやっつけられないという世界があるので、そこはきちんと明文化をしていただけたらいいのかなあと考えております。

それからまあ、川南別館については、勉強会でと言われましたが、勉強会は事前審査ではありませんので、この中できちんと問いたところであります。

あと1点、もう1つ漏れておりましたので、川南別館A4カラー複合機購入であります、43万9,000円。まあ、カラーともなりますとインク代とかいろんなものがありますし、山本自治公民館とかは、毎月そういう定例を出しているの、そこあたりもその中で出されるのか、そこは別にまちづくり課の方で印刷をしてあげるのか、今後その維持管理というものは、どこで補てんをしていくのかなあというのをちょっと伺います。

**○まちづくり課長（山本 博君）** 再度徳弘議員の御質問にお答えいたします。

このあのカラーの複合機につきましては、全ての自治公民館に購入をすることを予定しております。このカラー複合機でありますので、このあの業者みたいにですね、ものすごく早いスピードで印刷できるわけではありませんので、ある程度自治公民館の中で、枚数の限られたものを対応するようですね、形で考えております。であの、用紙につきましては今現在も町の方で購入をして、自治公民館の方に支給しておりますので、今後もそのような形で考えております。以上です。

**○議員（福岡 仲次君）** 所管の中で聞けばいいことなんですけれども、あえて質問させていただきますが、125、126の農業委員会のところで、農業委員報酬18名と書いてありますけれども、これ、農業委員及び農地協力員なり補助員という形じゃないんでしょうか。ここであえてなんで18人なのかをお聞きしたいと思います。

**○農地課長（三好 益夫君）** 先ほどの質疑の方にお答えいたします。

議員がおっしゃったとおり、こちら18名というのは、農業委員と農地利用最適化推進委員を足した18名ということで計上させていただいております。実際にはあの2つの委員合わせてということで総額が委員報酬となっております。

**○議員（福岡 仲次君）** あえて私が言ったのはですね、農業委員と補助員なり協力員は格差があると思うんですよね。その辺は、同じ給与であっても別々に明記していくべきじゃないかと思うんですけれども、町長その辺の感覚はどうなんでしょうか。よろしくお願ひします。

**○町長（日高 昭彦君）** 議員が言われることは十分理解をしておりますが、川南町におい

てですね、制度が変わりましたが業務的にはとりあえず一緒にやっていただくということで、まあ今のところは、一緒の扱いをさせていただきます。今後についてはですね、議員が言われるようにそう意味も含めて、再検討させてください。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

**○議員（中村 昭人君）** 議案第23号令和2年度川南町一般会計予算についてですが、164ページ教育課関連でちょっと2つほどお伺いしたいと思います。教育課じゃないかもしれませんが、都市公園費ですね8款3項5目運動公園の再整備委託料の1,000万とですね、野球場の整備委託料50万とありますが、ちょっとこの予算についてですね、今後の詳しい現段階でのということでしょうけども、今後のスケジュール感なり、どういったことをやるのかをですね、お伺いしたいと思います。

それと、今年ですね、オリンピックの年でありまして、4年に1回は町民体育大会というものを開催されるんですが、その予算についてなんですけど、聞くところによると今年ちょっとまあ開催をしないというような話も聞いておりますが、そこら辺をお伺いしたいと思います。

**○建設課長（大山 幸男君）** ただいまの中村議員の御質疑にお答えいたします。

建設課関連ではですね、委託料2,167万円のうち、公園再整備1,000万円を予算計上しております。とこれがですね、運動公園の前、野球場、陸上競技場含めまして、かなり年数が経っておりますので、また国体ですね昔でいう国体も計画されておりますので、その辺を含めましてですね、まあどこをどのくらい整備すれば良いのかというようなですね、基本計画を策定していくものでございます。まあ今年の秋ぐらいに会場視察も来られますし、それを踏まえてですね、基本的な計画を作ると。また、来年度におきましては詳細な設計を立てていこうとしておるところでございます。以上です。

**○教育課長（大塚 祥一君）** ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、野球場整備委託料50万円につきましては、これ毎年実施しているものでありまして、内野の土を掘り起こして、固めなおす作業を行っております。それからですね、町民スポーツ祭の御質問いただきましたが、198ページのですね、やや上の方にですね、川南町ロードレース補助金というのがございますが、これ例年260万円なんですけれども、来年度につきましては、300万円とさしていただいております。その理由につきましてはですね、ロードレースに合わせまして、町民ウォーキング大会というのをちょっと大々的に行おうというところであまりこれが町民スポーツ祭の代替行事ということで、町長等と相談してこのように決定したところであります。以上です。

**○議員（中村 昭人君）** 整備計画の指定に関しては承知いたしました。その町民スポーツ祭ということですが、運動会ですよ、あれはこれからは開催しないでウォーキング大会に振り替えるというような理解でよろしいですか。

**○教育課長（大塚 祥一君）** ただいまの御質疑にお答えします。

町民スポーツ祭をですね、実行するかということで、予算を編成する際にですね、いろいろ検討して参りました。また自治公民館長の皆様方にもですね、御意見をいただいたところ、従来の形でですね、選手の招集等がかなり厳しいという御意見もありましてですね、ただまあ何もしないというのちょっと寂しいというのもございまして、その中で出てきた案が大々的なウォーキング大会をロードレースと合わせてやったらどうかと企画しようと考えているところでございます。

**○議員（中村 昭人君）** したらまあなかなか人が集まらないということでの運営上の負担が自治公民館にとって大きいということが主な理由という理解でよろしいですかね？

**○教育課長（大塚 祥一君）** もちろんあの自治公民館の皆様方にですね、御協力をいただかないと今までのやり方ではできないということで、その御意見もですね最大限反映させたというところでございます。以上です。

**○議員（中津 克司君）** 7ページになります。あの第2表継続費、3款民生費ですけども、総合福祉センターの建設に16億9,707万円総額でですね、令和2年度に6億9,792万4,000円、多額の金がいるわけですけども、公債費率が現在何%でこういうふうな計画を立てて見込みとして令和2年度何%見込んでいるのかお伺いします。

**○総務課長（新倉 好雄君）** 中津議員の御質問にお答えいたします。

7ページの方は第2表として継続費の提案でございますが、内訳につきましては、209ページをちょっと見ていただきますと、第4表の中の内訳の調書を付けております。その中で令和2年、3年、4年ということで合計が16億9,707万円ということで提案させていただいております。あと、公債費の率につきましては、平成30年度まではですね、7.1ということで、算出をしておるわけでございますが、令和2年度がちょっとどれくらいになるかはちょっとすみません手元にデータがないのでですね、見込みになるかとは思いますが、また後ほど御報告させていただきたいと思っております。

**○議員（中津 克司君）** 19ページになろうかと思っております。10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税ですけども、13.8%減と今年度減ということで、金額にして3億2,831万というふうなことでなっております。経常収支比率が95.8%ということで、新聞報道にもされたわけですけども、これは交付税3億8,000万プラスすると、87.5%になりますよというふうな説明を受けております。経常収支比率について、今年度何%見込んでいるのかお伺いいたします。

**○総務課長（新倉 好雄君）** 中津議員の御質問にお答えいたします。

経常収支比率につきましても、決算ベースに算出いたしますので、現段階で収支比率がいくらになるという資料は手元にはございません。あと、交付税につきましては、3億2,831万円の減額につきましては、平成30年度分が令和元年度に加算された関係で減額表示という風にはなっておりますが、約20億円が概ね川南町のベースになろうかと考えております。以上でございます。

**○議員（谷村 裕二君）** 議案第23号令和2年度川南町一般会計予算についてですが、先ほどの78ページの先ほど川上議員も触れられましたが、公民館の山本別館とそれから多賀別館が備品の購入ということで予算で上がっておりますが、他の4つの公民館から何も出てこないというのはどうかやっぱりこう理解できないところがありまして、その先ほどヒアリングを行ったということですが、そのヒアリング方法とかヒアリング担当って一緒の方がされたんですかね？

**○まちづくり課長（山本 博課長）** 谷村議員の御質疑にお答えいたします。

ヒアリングについてであります。担当職員と担当係長の方がヒアリングを行ったところでありまして。以上です。

**○議員（谷村 裕二君）** まああの、しつこい質問ですが、地域コミュニティのですね、非常に重要な部分ですので、そういうことであとあと地域住民からいやいやそういう説明はなかったよとか例えば公民館長に地域住民の方にも確認してくださいねとかそういう助言をされて一応要望受けたという理解でよろしいですか？

**○まちづくり課長（山本 博課長）** 谷村議員の御質疑に再度お答えいたします。はい、あの議員が言われますようにですね、地域住民の声を聞いて館長が要望してきてるという風に理解しております。また、あの、今年につきましてはですね、山本別館と多賀別館というかたちで上がってきておりますが、これまでも過去にそれぞれの自治公民館から要望が上がってきておりますので、たまたま今年山本、多賀という形になりますが、まんべんなく各自治公民館がですね備品等は導入をしているところであります。以上です。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

**○議員（児玉 助壽君）** 令和元年、2年ですか、今年、川南町一般会計についてであります。76ページ、まあ所管のなんじゃけんどん、川南別館の建物賃借料な940万1,000円じゃけんどん、継続費で9年で同じ9掛けが計上されとるわけですが、まああの、あつこが公民館長が週2日でちゅうなんじゃが、そんげ利用しとらんとん、年に940万も払う必要があるかなとまあおっけなイベントがあるときの小学校ん体育館を借ればいいわけじゃがよ、お金がいらん工夫はねかったかなち思うっちゃけんどんよ、78ページ、この宮崎県公民館連合負担金とこの九州地区公民館大会負担金にそれぞれ負担金納めとるが、川南町は公民館を廃止したっちゃけんどんよ、なんでこういう負担が生じるのか伺います。

それから、94ページですけど、この社会福祉費で94ページ地域福祉計画、地域福祉活動計画策定委託料300万計上しとるわけですが、この計画は策定を委託する必要があるかち思うわけですよ、福祉センターも建設計画策定委託料払ち、そういうもんをつくって、3階ちゅうのでつくったけど、2階に変更して、無駄遣いしとつとよ、また計画を変更したら、無駄遣いになっちゃねえどかちと思うとかよ。このセンター建物本体工事が上がるとるけんどん、ずっと、ま、計画変更したかいかしらんけんどん、この、繰越明許費やなんやしとつと、まだ設計委託料が終わつとらんいうような話じゃったけんどんよ、こら、あの

継続事業じゃかいして、あの、次の年この予算を消化せんでええごつ、この継続費この継続費で付いとるなんしとつとかなと思いうちゃけんどんよ、まああの、この6億2,600万ですか、こら、今年度の3月には少なくとももう予算を消化できるような取組みをせん、次の年にまたいでするよなこつしよつたら、この、この事業のなんはあの、平成5年の決算書で、決算するよなことになる可能性大じゃがよ、まあそういうこつがないようによろしく願いしときます。

それかい、この140ページの尾鈴土地改良区運営費補助金1,521万補助しよるわけじゃがよ、まああれを見つと、町長が理事長しとるわけですが、あの、収入する町長がこの補助金をもろてええかちゅう民法で言うところの双方代理になるわけですがよ、もし、あの理事長の報酬をいただいとるよなことがあったらよ、おそらく問題になつと思わんわけですが、大丈夫なんですか。

172ページですが、この消防費自主防災活動補助金50万があがつとるわけですが、この補助金をあの交付しとる団体は何団体なのか。自分がこれをしよるかい言うわけじゃねえですけどよ、やっぱそん災害やなんかのとき、この自主防災会の役員がまあいろいろあの出てけがやなんやしたときのためにです、やっぱこん前言いよつたけど、ボランティア保険とかなんとかちゅうとは、創設されたようであります、そういうとにあの、その人たちがあのまあいろいろ事故が起きてても安心して活動できるよなそういうなんが対応がとれんとか、伺います。

**○議長（河野 浩一君）** しばらく休憩します。午後の会議は、1時15分からとします。

午後0時02分休憩

午後1時15分再開

**○議長（河野 浩一君）** 会議を再開します。ここで、総務課長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

**○総務課長（新倉 好雄君）** 先ほど、議案第23号の中津議員の議案質疑の中で御質問いただきました、令和2年度予算編成に伴う公債比率がいくらいなるかという御質問でございましたが、経常経費比率と同じで決算ベースで積み上げるために、現在最新のものは平成30年度までの数値となっております。以上でございます。

**○議長（河野 浩一君）** 休憩前に引き続き会議を続行します。

**○町長（日高 昭彦君）** さきほどの見玉議員の御質疑にお答えいたします。尾鈴土地改良の役員として役員規定に基づき定額の報酬をいただいております。法律違反ではございません。

**○まちづくり課長（山本 博君）** 見玉議員の御質疑にお答えいたします。何点かいただいておりますが、まず川南別館のことです。現在、川南西地区公民館におきましては、週2日勤務をしているところです。であの、来年、あの、4月以降はですね、この週

2日以外に事務員さんを新たに3名雇用するというので、一応月曜から金曜まではそこに常駐するという形になります。

あとあの、建物の件であります、まずあの雨漏りがひどくてですね、これは建て替えをしなくてはならないというようなところがありました。で、ほんとにこれ建て替えが必要なのか、修繕がいいのか、リフォームがいいのかといったところで、いろいろあの検討したんですが、リフォームをしたときに骨組みだけしか残らないということで、これ建て替えても、リフォームをしても費用的には変わらないということで、建て替えの方に切り替えたところでございます。これあの、住民の方からも雨漏りがするので、自治公民館を建て替えてくれということで要望が出ておりました。

次に九州地区公民館大会の負担金の件であります、これあの毎年あの九州管内をですね、持ち回りで実施をしております。公益社団法人全国公民館連合会と九州公民館連合会というところが主催となって、毎年行っておりますが、各地区の公民館長にもですね、大会開催の案内が毎年来ております。各館長もこの大会の内容的にもですね、地域づくりの大会につながる大会でいろんな事例が聞けてですね、地元に戻られて大変参考になるということで毎年参加したいといったところで、負担金を計上しております。この負担金については、義務的負担ではなくてですね、参加した場合に負担金が徴収されるということで、一部資料代的な感覚で負担金を納めております。

次にあの、自主防災部会について御質疑をいただいております。自主防災組織等活動支援補助金ということで50万予算を計上しておりますが、今現在、あの町内で通浜の自主防災部会と伊倉自主防災部会の2部会がありますが、今後あの自主防災会を増やしていきたいと考えておりますので、今現在あるこの部会だけでなく、今後設立する部会も含めてですね、この補助の対象としているところであります。

最後にあの、自主防災部会の保険のことの御質疑がありました。であの、自主防災部会独自に加入できる保険というものは、今のところありませんが、自治公民館活動の一環として、管内の住民が自治公民館活動の一環として取り組む自主防災の訓練という位置付けであればですね、自治公民館の保険で対応できるといったところであります。以上です。

**○福祉課長（三角 博志君）** 児玉議員の御質疑にお答えいたします。

まず、地域福祉計画、地域福祉活動計画策定委託料のことについてでございます。この計画は、5年ごとに策定をしております。令和2年度が策定年度ということになっておりまして、令和3年から7年度までの5年間について計画をするものです。この計画に沿って、福祉行政の方は進めていくということが大切であります、そのためにも実施しております取り組みがどうだったかという評価もしっかりと行いながら、策定のためにはですね、地域福祉計画策定委員会を設置いたします。その委員の方々のですね、意見等も十分反映させながら、計画を作成しまして、その計画通りに進めて参りたいとおもっているところでございます。

つづきまして、総合福祉センター関係でございます。まずあの、繰越明許となっております、実施設計のことが触れられました。これにつきましては、年度内に完成をしまして、年度内の支払いというものを考えているところでございます。それから計上しております、工事請負費6億8,286万円のことで、こちらの方は事業が複数年度にまたがるということでございまして、継続費として計上をさせていただいております。今後、保健センター、農村センターの改修を行いまして、そこに社会福祉協議会等が引っ越しを行い、その後に公民館の解体を行うという流れで進めて参りたいと思っておりますが、いずれにしましても本年度中には、工事を着工したいということで、考えておりますので、当初の予算に計上をさせていただいたところでございます。以上でございます。

**○議員（児玉 助壽君）** 今のあのこの別館の940万の賃借料じゃけんどん、その他に利用すつところはなかったとですか。今あの雨漏りがせんところはあつとごたる、その福祉館だほとんど利用されとらんごちやるし、そこん改善センターのあのあらなんか観光協会が入つたところは、まちづくり株式会社ん、やしいん貸しとつとやがよ、あら銭がいるごついるごつ町はそういう会計の仕方しよつとかなち思うっちゃけんどんよ、なんか母屋を貸して、軒先で仕事するようなこつしよるけんどんよ、で今あの、この総合福祉センターんなんはですね、継続事業じゃかいちて今んような悠長な考えでしよつたら、もうこの今年のこの予算をですね、あの、まあ来年の決算で終わらんでおまや次の年かその次の年かちゅうようななんにならんようにあのせんないかんちゃねえかなち言いよっちゃけんどん、この計画策定委託料2年ごと2年ごと計画策定しよつとやつたらよ、もうおまやだいたい分かつとはずじやが、事業量が多いから大変じゃろうと思うけんどんよ、福祉課は、ほつでんやつぱ担当課でくつとこはしていった方がええち思うっちゃけんどん、そういうことはでけんどですか。

**○福祉課長（三角 博志君）** ただいまの御質疑に対しての答弁の前にですね、先ほどのあの答弁につきまして、本年度中に着工というようなことを説明いたしましたが、正しくはですね、令和2年度中ということでございますので、大変申し訳ありません、訂正をさせていただきたいと思えます。

それからあの、継続費ということで、予算の方を計上させていただいております。この今年度の予算につきましては、川南町のですね、契約規則に基づきまして、100万円を超える工事請負契約、これにつきましては、100分の40に相当する額をまたあの、契約金額が100万円を超える土木建築に関する工事の設計、調査、測定の委託契約につきましては、100分の30に相当する額をですね、前払いをすることができるということで、これに基づきまして、計上しているものでございます。その、工事が始まりましたときにはですね、資材等の調達これらを業者の方で、できるようにするためのものでございます。であの、実際にこれが、支出がない場合にはどうなるのかというところでございますが、これにつきましては、継続費につきましてはですね、その年度に年割分に余剰が発生した場合につきましては、継続費のですね、逡次繰越ということで翌年度中に補正によって、すいません、逡次繰越をすると

ということになっております。ということで、もし発生した場合にはそのように対応したいという風に考えております。以上です。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「賃借料よ」と呼ぶ者あり〕

**○まちづくり課長（山本 博君）** 失礼しました。児玉議員の御質疑にお答えいたします。

別館の建設の件で、他に場所はなかったのかというような質疑であったと思いますが、川南西地区においてはですね、あその場所がちょうどあの中心地でありますので、やはりあの地域住民の活動のことを考えると位置的にもですね、ちょうど一番いいと考えております。また、後ろの方にもですね、土地がありましたので、そちらの方を利用するということに決めたところであります。以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** 今中心じゃけんどん、事務だけすつとこやったら、別に中心じゃねっしていいごつあるけんどんよ、まあ、どでんこでん、銭を使うごつせにやてなんとやかいしょうがねえけんどんよ、この計画策定の委託料じゃけん今度あの3月の補正であのまちづくり課はこのまあなんとかん計画策定を委託しとったけんどん、課で作ったかい、委託料はいらんかったちて、大幅に減額しとるわけじゃかいよ、まあそういうこつがでくるとやったら、そうしてまあ他の事業に回せばええごつあるけんどんよ、まあ福祉課事業が多いかいてなんかしれんけんどん、まあでんできることは職員でできることは職員でして違う事業がでくるとなような考えにしてもろたらええと思うちゃけんどん。まあ町長は、謝金じゃかいええついうこっちやが、その役員報酬でしょ。もらってええか、わりかも、双方代理にならんかちゅう、双方代理になるち思うちやけん、俺は。両方ん頭んなつととやかいよ。まあ、そういう考え、問題がねえち言いよつたら、あんまりええねえと思うちゃけんどんよ。もし、今町長は相当な土地財産を持っとるはるごつあるがよ、もしそれに受益が入つとった場合はよ、それも問題やと思うとやけどね、町長。

**○農地課長（三好 益夫君）** 先ほどの御質疑にお答えをいたします。双方代理についてですけど、議員が御指摘のとおり、民法108条の双方代理規定によりますと、同一の法律行為については、相手方の代理人となり、また、当事者双方の代理人となることはできないと規定されておりますが、尾鈴土地改良区から町に対します助成請求、助成金請求につきましては、民法第108条の双方代理規定に抵触しないように土地改良法第21条に規定されている契約については、幹事が土地改良区の代表になるという規定により、総括幹事が川南町にたいして、助成金の請求を行っておりますので、民法第108条の双方代理規定には抵触いたしておりません。以上でございます。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

**○議員（内藤 逸子君）** 川南町一般会計予算の3ページの歳入歳出予算の収入のところですが、14款ですかね。国庫支出金がですね、は、8億9,478万3千円の計上で前年度比

18.2%の増となりましたという、この増になった理由をお尋ねします。

それと、もう1つ県支出金は、逆にこの6.6%の減でございますとなっておりますが、この根拠を教えてください。

**○総務課長（新倉 好雄君）** 内藤議員の御質問にお答えいたします。14款の国庫支出金、また、15款の県支出金についての増減についてのお尋ねでございますが、27ページ以降にです、明細の方が載っておりますように、令和2年度予定しておりますいろんな補助事業また、県の補助事業も含めまして、構成しております。ま、その積み上げが結果的に国庫支出金の方が上回って、ま、県の補助事業の方が下回ったということ、ま、合計でそういう風になったということで、御理解いただけると、いただきたいと思えます。

**○議員（内藤 逸子君）** 昨年度と比べてとなっているものですから、ちょっと聞いてみました。ありがとうございます。

次はですね、148ページの商工費住宅リフォーム助成金について伺います。あの、1,941万7,000円の予算ですが、これは住宅リフォームについては、1回請求して使ったら、もう2度と使えないものかどうか、お尋ねします。

**○産業推進課長（橋口 幹夫君）** 住宅リフォーム助成金につきましてはですね、1回限りとなっております。以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** あの、同じ住宅であって、同じ名義人であれば、1回ということになるんですが、あの子どもが帰ってきて、その子どもが住宅リフォームで該当するんでしょうかね。それではもう2回目ということになるんですかね。

次に166ページの8款土木費ですが、産業廃棄物処理委託料が219万5,000円計上されていますが、以前の質問では産業廃棄物というのが、なかったようにあったので、このこれは何のどこの産業廃棄物なのか教えてください。

**○産業推進課長（橋口 幹夫君）** 内藤議員の御質疑に再度お答えをいたします。1世帯限りですね、まあ1回とお考えいただきたい、はいよろしく申し上げます。

**○建設課長（大山 幸男君）** 165、166ページですね、産業廃棄物処理委託料219万5,000円ですけれども、これはですね、平屋の長屋住宅、さざんか、南中須、中央、新茶屋、昭和、塩付西、山本、十文字、あ、山本、十文字は平屋じゃありませんけど、ここがあの浄化槽ではなくてですね、あの、集水、大きな集水桝が1つあるんですね、そこで、あの1年間下に沈殿した雑排物とかをそれを汲み取って処分するという委託料でございます。

**○議長（河野 浩一君）** 今の地域をもう1回言ってください。あんまり早くて分からなかった。

**○建設課長（大山 幸男君）** さざんか住宅、南中須住宅、中央住宅、新茶屋住宅、昭和住宅、塩付西住宅が平屋の長屋ですけど、それと、山本と十文字ですね。2階建てになりますけど、ここが浄化槽が無いので、この分の残さの処分委託料でございます。以上です。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

**○議員（蓑原 敏朗君）** 議案第23号令和2年度川南町一般会計について、何点か質問させていただきます。まず、94ページですね、所管のところであるわけですが、皆さんの前でぜひ確認したいものですからお願いします。あの、総合福祉センター工事にあって、工事の管理を委託されるような予算が上がっておりますけれども、ともすればというんですか、過去の建物がよく本町雨漏りしますので、絶対に無いような管理をするように委託をお願いします。で、ついからです、福祉センター今回は耐震の施設という風に伺っております。立派なものができるという前提条件付きですけれども、できたら町内の業者がしてもらった方が域内でこう経済も回るのかなと思いますけど、町内業者で可能なのでしょうか。

続きまして、130ページです。新規就農者品目ブランディングデザイン委託料というのが上がっておりますけれども、具体的にどんなことをされてどんなところが受託できるのだろうかということです。

次に192ページです。文化施設費です。ウィンドウズ7の有償サポート委託料というのが、1万1,000円ですけど、上がってますけど、これは、新しいソフトをインストールすることはできないものなのか、またずっとウィンドウズ7を使わなくちゃいけないような何かソフトが入っててウィンドウズ7でないと、機能しないようになってるから、こう7を使われるのでしょうか。

そして、次のページです。モーツァルト実施事業補助金ですけど、210万、昨年と一緒の金額が上がっておりますけれども、私、町外の方に川南町はどういうことを御存知ですかと聞くと私の友人ですけど、イルミネーションとよくモーツァルト祭が上がるんですよ。どちらかというともボランティアの方に依存した活動ではないかなという気がするんです。この補助金で十分なのかな、立派な運営ができるのかなというのをちょっと心配するもんです。その点お尋ねします。

**○福祉課長（三角 博志君）** ただいまの御質疑にお答えいたします。あの、雨漏りのしないような管理をとるところでございました。私ども、この設計につきましてもその構造上、そうした雨漏りていいますのには特に注意をして、設計をお願いしております。当然その後の管理につきましてもそのようにお願いして、進めて参りたいと思っております。

2点目がですね、免震について、町内の業者で対応が可能なのかという御質問だったと思います。町内の業者で、この免震の工事をしたというような実績については私どもは確認しておりません。従いまして、もしない場合、町内の業者で工事請負の方落札をした場合には、その技術を持っておられるところと組んでといたしますか、仕事をしていただくことになるのかなというふうには考えてはいるところでございます。以上です。

**○産業推進課長（橋口 幹夫君）** 蓑原議員の御質疑にお答えをいたします。130ページの新規就農者品目ブランディングデザイン委託料30万円についてであります。これにつきましては、現在、トレーニングハウスでですね、ピーマンを用いまして、実習を行っておりますが、来年度からはですね、イチゴも導入することにしております。このですね、ピーマン

とイチゴのですね、パッケージの作製、ロゴのデザインをですね、委託を行いまして、作成することにしております。業者につきましては、今のところですね、未定でございます、また、いろいろと案をですね、出していただきまして、入札により決定したいと思います。以上です。

**○教育課長（大塚 祥一君）** ただいまの御質疑にお答えいたします。ウィンドウズセブン有償サポート委託料1万1,000円についてでございますが、その下にですね、図書館システム賃借料136万2,000円というのがございまして、これは昨年度は16万7,000円でございます。令和2年度にですね、新しいシステムに移行する予定にしておりますが、その数か月の間、まだ古いシステムを使わざるを得ないということから、その間ですね、ウイルス等の侵入を防ぐために、あげているものでございます。続きまして、モーツァルト祭の補助金210万円についてでございますが、実行される方においてはですね、それは金額が多ければですね多いほどよろしいということになるというのは、分かりますけれども、まああの町全体の予算を鑑みまして、また現在もこの同額で素晴らしいモーツァルト祭を実行していただいていることからですね、同額とさせていただいているところでございます。以上です。

**○議員（蓑原 敏朗君）** 雨が漏らないということですので、安心しました。まあ免震工事については、技術を持つところから、ひょっとしたら、その部分は委託するかもわからないということなんでしょうが、もし、そんな技術が必要でしたら、例えばもし川南町の業者が持ってらっしゃらなかったら、JVを共同企業体を組ませるとか、町の業者も絡めるようにこれを機会にそんな技術も取得できるように、御配慮いただければと思います。ウィンドウズ7については、当分の間ということで、あと永続しないということで、よろしいですかね。と、モーツァルト音楽祭については、なんですかね、評判、イルミネーションとともに、まあ私の聞く限りでは、結構評判いいみたいですので、金額はなかなか厳しいということですので、まあその他のこう、人的援助とかですね、いろいろ考えていただければと思います。以上、もし返答があればお願いします。

**○教育課長（大塚 祥一君）** 一生懸命していただいているというのは、十分理解しておりますので、何らかのサポートができればと思っております。以上です。

**○議員（蓑原 敏朗君）** すみません、もう終わろうと思ってたんですけど、JVについて何か御意見があればお聞かせください。

**○建設課長（大山 幸男君）** ただいまの蓑原議員の御質疑にお答えいたします。私、町といたしましてもぜひとも町内の業者に受注して、受けていただきたいなあと思っておりますけれども、まあJVですねジョイントベンチャーということで、そういう話も出ておりますので、そういうJVを組んで金額が金額ですから、まあ7社以上は入札に参加することになるかと思うんですけど、まあそういうJVを組んでまた頑張ってもらっていてですね、落札して、工事をしていただければ、という風には思っておるところでございます。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第23号は、各所管事項別に、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第22、議案第24号令和2年度川南町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第24号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第23、議案第25号令和2年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第25号は、文教産業常任委員会に付託します。

日程第24、議案第26号令和2年度川南町下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから、本議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第26号は、文教産業常任委員会に付託します。

日程第25、議案第27号令和2年度川南町介護認定審査会特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第27号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第26、議案第28号令和2年度川南町介護保険特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第28号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第27、議案第29号令和2年度川南町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第29号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第28、議案第30号令和2年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

**○議員（児玉 助壽君）** 農地課長が法律のなんを言うたかい聞くけんどんよ、土地改良法ではよ、運営費がよ、受益者が払って運営するごつ規定されとるわけじゃがよ、でそれに町が補助を出して、町長は報酬もろとっちゃがよ、したらその受益者があの、全部払て、なんしとる分はええけどよ、町の補助であのその、報酬もらうことが問題ねえようなこつ言いよったけんどんよ、本来ならこの土地改良の運営費を払いよるわけじゃろがよ、あのこの畜産の組も。受益者になつとるわけでしょ。ほんじゃけど、こら、土地改良区に負担するあの使いよる組がよ、あの、土地改良区の組合によ、負担する運営費やなんやら払わんならんとやねつつね。

**○農地課長（三好 益夫君）** ただいまの御質疑にお答えいたします。まずあの、川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計の方ですけれども、こちらの方は、畜産の用途でということ畑かんの水を利用して畜産農家の方から使用料をいただき、その分で尾鈴土地改良区連合にダムの水を使用したお金を支払うということで、特別会計を設置しております。この会計におきましては、その収入と支出それから、関係する事務費ということで、特別会計の方は、構成をされております。以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** まだダム用水の使用料は出とるけんどんよ、今言うその土地改良区の組合員が払いよる経常賦課金そのものが改良区、組合の運営費になるわけじゃけんどんよ、この人どんはそんげなと、払わんでええごつなととね。

**○農地課長（三好 益夫君）** ただいまの御質疑にお答えいたします。こちらの畜産用水の利用に関しましては、やはりあの尾鈴土地改良区の組合員でないと利用できないという風な規定になっております。

**○議員（児玉 助壽君）** したら、別途に土地改良区に経常賦課金を払いよってこつで良い訳じゃね。そういうこつになるわけね。

**○農地課長（三好 益夫君）** 先ほどの御質疑にお答えいたします。賦課金の方は、支払っていただかなくてもいいということになっております。以上です。

補足して説明をさせていただきます。畜産用水に関しましては、水道メーターとおんなじようなメーターが設置されており、使用した水量を毎月職員の方が検診をし、その使用水量に応じてということで、使用料の方をいただいております。その、いただいた使用料をダムの

水代ということで。土地の賦課金は畜産用水とは別になっております。

**○議長（河野 浩一君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いましたが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第30号は、文教産業常任委員会に付託します。

日程第29、議案第31号令和2年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いましたが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第31号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第30、議案第32号令和2年度川南町水道事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いましたが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第32号は、文教産業常任委員会に付託します。

ここで日程についてお諮りします。

ただ今、徳弘美津子君他2名から社会資本の整備促進を求める意見書及び内藤逸子君他

2名から新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、発議第1号社会資本の整備促進を求める意見書、追加日程第2、発議第2号新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書についてを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号及び発議第2号を日程に追加し議題とすることに決定しました。暫時休憩します。

午後2時04分休憩

午後2時06分再開

**○議長（河野 浩一君）** 会議を再開します。

追加日程第1、発議第1号社会資本の整備促進を求める意見書についてを議題とします。朗読は省略します。提出者からの趣旨説明をお願いします。

**○議員（徳弘 美津子君）** 社会資本の整備促進を求める意見書案を提出させていただきますので、読み上げます。社会資本の整備促進を求める意見書案になります。南海トラフ地震等の大規模地震や気候変動に起因して頻発化、激甚化する自然災害に対し、国民の生命、財産を守ることでできる安全安心な社会を確実に実現していくためには、防災、減災、国土強靱化の取組をさらなるスピード感をもって集中的に進めて行くことが求められる。また、生産年齢人口が減少する中、経済成長や地域経済の活性化を牽引するためには、生産性の向上や民間投資の誘発、インバウンドを含めた交流人口や雇用の増加などストック効果が高い社会資本を計画的に整備する必要があります。このような中、中山間地域など条件不利地域が多い本県においては、高速道路をはじめとする幹線道路、農業基盤、下水道、河川、砂防施設などの整備が遅れている。このため、社会資本の整備を戦略的になお一層の計画性をもって進めることで、南海トラフ地震などの大規模自然災害への備えを確実に進め、生産性向上等によるストック効果の発現を早期に、着実に得ていくことが不可欠である。一方で、我が国では高度経済成長期以降に整備したインフラが一斉に老朽化し、今後施設の維持管理や更新に必要な経費が増大することが見込まれるため、計画的な予防保全を積極的に取り入れた効率的な老朽化対策を推進していくことが求められる。さらに、社会資本整備や安全安心な社会づくりを担う建設産業が担い手を安定的に確保し、育成していくためにも社会資本整備が計画的に進められることは極めて重要である。よって国においては次の措置を講じるよう強く要望する。1、防災減災国土強靱化や老朽化対策をはじめとする社会資本整備が計画的に着実に実施できるよう中長期的に必要な投資規模等を社会資本整備重点計画に明示し、予算を安定的持続的に確保するとともに、地方負担分については地方財政措置を的確に行うこと。2、補助事業、社会資本整備総合交付金、土地改良事業予算等については、道路や農業基盤

の整備、防災対策、河川改修、土砂災害対策、各施設の老朽化対策など、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。3、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、国の地方支分部局、とりわけ地方整備局及び河川国道事務所、出張所の人員体制の維持、充実を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年3月13日、宮崎県川南町議会。衆議院議長大島理森殿、参議院議長山東昭子殿、内閣総理大臣安倍晋三殿、財務大臣麻生太郎殿、総務大臣高市早苗殿、農林水産大臣江藤拓殿、国土交通大臣赤羽一嘉殿。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（河野 浩一君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これから発議第1号社会資本の整備促進を求める意見書について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論無しと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号について採決します。この採決は起立によって行います。本案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔全員起立〕

全員起立です。

したがって発議第1号社会資本の整備促進を求める意見書については採択されました。

お諮りします。ただいま採択されました意見書の取り扱いについては、議長一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って意見書の取扱については、議長一任することに決定しました。

追加日程第2、発議第2号新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書についてを議題とします。朗読は省略します。提出者からの趣旨説明をお願いします。

**○議員（内藤 逸子君）** 新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書案を読み上げまして、趣旨説明といたします。中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスによる感染症は世界各地に拡大し、多くの感染者や死者が発生している。我が国においても、複数地域で感染経路が明らかではない患者が発生し、各種イベント中止や学校休業等による新型コロナウイルスを巡る影響が拡大している。

事態の収拾が見えない中、国民の不安は増大する一方であり、国と地方自治体が一体となって迅速かつ適切な対策を講じていく必要がある。

よって、国においては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、国民の生命と健康を守るため、下記の事項に取り組みされるよう強く要望する。記、1、国外からの新型コロナウイルスのこれ以上の侵入を防止するため、空港や港湾での検疫体制の強化など一層の水際対策

を徹底すること。2、ワクチンの開発・製造を早急に進めるとともに、治療法をすみやかに確立すること。また、マスク、防護具、検査キットなどの医療物資が不足することが無いよう、国の責任において、必要量の確保に努めること。3、中国を始めとする関係国や国際機関に適切な情報開示を求めるとともに、国内における感染状況や対策についての迅速かつ正確な情報提供を行うこと。また、医療機関における適切な受診方法や医療従事者の対応について周知徹底すること。4、キャンセルが相次ぐ観光関連産業、中国との関連がある企業への影響、各種イベントの中止などによる地域経済への影響を最小限に留めるため、中小企業や小規模事業者への支援策、雇用対策の実施など必要に応じ、適切な支援を行うとともに、風評被害対策を講ずること。5、学校現場における休業等の影響を最小限に留めるため、教育機関に対して適切な支援策を講じること。6、地方自治体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講ずること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年3月13日、宮崎県川南町議会。衆議院議長大島理森殿、参議院議長山東昭子殿、内閣総理大臣安倍晋三殿、財務大臣麻生太郎殿、総務大臣高市早苗殿、法務大臣森まさこ殿、外務大臣茂木敏充殿、文部科学大臣萩生田光一殿、厚生労働大臣加藤勝信殿、経済産業大臣梶山弘志殿、国土交通大臣赤羽一嘉殿、内閣官房長官菅嘉偉殿。以上、提案いたします。

**○議長（河野 浩一君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これから発議第2号新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論無しと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号について採決します。この採決は起立によって行います。本案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

全員起立です。

したがって発議第2号新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書については採択されました。

お諮りします。ただいま採択されました意見書の取り扱いにつきましては、議長一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。おつかれさまでした。

なお、引き続き、ただ今付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願いします。

午後2時22分閉会

---